

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年2月10日

【四半期会計期間】 第112期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

【会社名】 玉井商船株式会社

【英訳名】 TAMAI STEAMSHIP CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐野 展雄

【本店の所在の場所】 東京都港区芝浦三丁目2番16号

【電話番号】 (03)5439 - 0260(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 木原 豊

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦三丁目2番16号

【電話番号】 (03)5439 - 0260(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 木原 豊

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第111期 第3四半期 連結累計期間	第112期 第3四半期 連結累計期間	第111期
会計期間		自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
営業収益	(千円)	3,502,074	3,492,685	5,156,697
経常損失()	(千円)	389,321	127,466	319,007
親会社株主に帰属する四半期純利益 又は親会社株主に帰属する四半期(当 期)純損失()	(千円)	280,930	147,341	707,120
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	243,473	213,700	766,141
純資産額	(千円)	5,102,151	4,792,073	4,579,483
総資産額	(千円)	12,976,259	10,191,043	11,730,867
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期(当期)純損失()	(円)	145.53	76.33	366.30
潜在株式調整後1株当たり四半期(当 期)純利益	(円)			
自己資本比率	(%)	38.2	45.6	37.8

回次		第111期 第3四半期 連結会計期間	第112期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日
1株当たり四半期純損失()	(円)	31.52	38.44

(注)1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

当社グループは、前連結会計年度末において、一部の借入金について財務制限条項に抵触するとともに手元流動性が低下した状態が続いていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると判断しました。

当社グループは、この状況を解消し又は改善すべく、金融機関から期限の利益喪失の権利行使をしないことについて同意を得ました。また、金融機関から、一部の借入金の元本返済の猶予及び新たな運転資金の借入を行い、不動産1物件、外航船舶1隻を売却して有利子負債の返済に充当しました。

しかしながら、長引く海運市況の低迷と来るべき借入金の元本返済の再開を踏まえると、猶予後の資金繰りに関する懸念を払拭するには至っておらず、依然として、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると判断しています。

当社グループは、この状況を解消し又は改善すべく、全社的に収益性の向上に努めたうえで、金融機関の更なる協力を得るべく交渉しております。

しかし、上述の対応によっても今後の事業の状況や金融機関との協議の状況によっては今後の手元流動性に重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1） 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、前四半期から引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世界的な感染拡大による戦後最大級の経済危機から回復の最中にあり、世界中で感染の影響は継続中ではありますが、徐々にウィズコロナ、アフターコロナに向けた各国の経済対策により、世界経済も当初の想定より早く最悪期を脱出して定常状態に戻りつつあり、未だ将来に対する不安は拭いきれないものの、堅調な回復を継続しているものと思われます。先進国については米国において新政権の誕生があり、英国もBREXITの移行期間が終わり新しいEU内貿易、経済の形態の模索、また新型コロナウイルス感染症に対する不安等が継続しています。新興市場国と開発途上国に関して中国経済は政府の指導による内需刺激策、国内インフラ整備政策等により、工業生産が4月には早くも昨年比増加に転じ、その後当四半期も経済の順調な回復を示しており、他の新興国でも各国の経済対策が功を奏し、貿易量は想定より早く戻りつつあり、その拡大につれてマーケットも回復して来ました。一方、わが国の経済も新型コロナウイルス感染症により大幅に悪化した経済が、前四半期大幅に改善しましたが、今期は中国その他の国の景気回復に合わせて、自動車等の工業生産の回復が継続していますが、新型コロナウイルスの感染拡大の第3波による影響を受けて、後半には景気の後退も懸念されています。

このような世界経済情勢の下、外航ドライバルクのマーケットは世界経済の悪化による貿易量の減少に伴い第1四半期連結会計期間は大幅に悪化しましたが、第2四半期連結会計期間は例年に近い状態まで回復し、さらに当四半期は例年並みに回復して来ました。さらに次の第4四半期連結会計期間に関しても、中国を中心とした新興国の経済の堅調な発展やワクチン接種等による新型コロナウイルス感染症による経済に対する悪影響の減少に伴う貿易量の拡大も予想されるため、今後のマーケットの展開も堅調なものとなることが予想されます。ただ今回のような新型コロナウイルス感染症の拡大による、戦後最大級の経済危機の復旧途上に在り、今後の世界の感染状況の進展によっては、上記のシナリオよりも世界経済の悪化が継続・拡大する恐れもあり、今後の様々なリスクに対応するための準備と対策も必要とされています。

以上のような状況下、安全と顧客へのサービスを第一に、市況リスク並びに運航リスク、更には環境負荷の軽減に全社で努力を傾注すると共に、太平洋と大西洋を結ぶトランスオーシャン輸送に当社所有の船舶を可能な限り配船し、安全且つ経済的、効率的な輸送と配船に勤め、新規カーゴには定期用船も交えて、新しい荷物の獲得に鋭意努力し、今後の更なる事業発展に与するべく事業展開を図っております。

この結果、営業収益は3,492百万円（対前第3四半期連結累計期間比 9百万円、0.3%減）、営業損失は75百万円（前第3四半期連結累計期間333百万円の営業損失）、経常損失は127百万円（前第3四半期連結累計期間389百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する四半期純利益は147百万円（前第3四半期連結累計期間280百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

・外航海運業

支配船舶による北米からの輸入穀物、南米からの水酸化アルミ、中東からのジブサムや海外向けのスラッグの輸送を行い、運航採算の向上に努めると共に、一部支配船舶の短期貸船により安定収益の確保を図りました。

営業収益は、前第3四半期連結累計期間に比べ、日本から海外向けの貨物が減少した影響で運賃が大幅に減少した一方で、貸船料が大幅に増加した結果、2,824百万円（対前第3四半期連結累計期間比20百万円、0.7%増）となりました。営業利益面は、貸船が増えた影響で運航費が減少し、2020年11月に売船した「NIKKEI VERDE」の特別修繕引当金の戻入により船費が減少した結果、225百万円の営業利益（前第3四半期連結累計期間8百万円の営業損失）となりました。

・内航海運業

定期用船2隻による水酸化アルミなどの輸送を行い、安全輸送と効率配船に努めると共に、所有船1隻に加え他社船1隻の定期貸船により安定収益の確保を図りました。また船員を他社へ融通し派遣業収入を得ました。

営業収益は、内航ドライバルク部門において、新型コロナウイルス感染症の影響で輸送量が減少し運賃が大幅に減少した一方、他社船1隻を新たに定期貸船したことにより貸船料が増加しました。内航海運業全体で営業収益は、596百万円（対前第3四半期連結累計期間比0百万円、0.2%増）となりました。営業利益面では、他社船1隻の借船料の増加などがあり、17百万円の営業損失（前第3四半期連結累計期間18百万円の営業損失）となりました。

・不動産賃貸業

不動産賃貸業においては、新型コロナウイルス感染症の影響で賃料減額に応じた影響や賃貸不動産の売却の影響で、営業収益は、71百万円（対前第3四半期連結累計期間比 31百万円、30.3%減）、営業利益は、15百万円（同25百万円、62.4%減）となりました。

（注）営業利益は配賦不能営業費用（299百万円）控除前のものです。

（2） 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ1,539百万円減少し、10,191百万円となりました。主な内容は、流動資産が主にその他流動資産や貯蔵品の減少などにより77百万円減少し、固定資産が主に有形固定資産の売却などにより1,462百万円減少したことによるものです。負債は5,398百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,752百万円の減少となりました。これは、流動負債が1年内返済予定の長期借入金の減少などにより773百万円減少し、固定負債が、長期借入金の減少などで978百万円減少したことによるものです。

純資産は、親会社株主に帰属する四半期純利益147百万円による株主資本の増加147百万円、その他有価証券評価差額金の増加によるその他の包括利益累計額合計の増加62百万円などにより、前連結会計年度末に比べ212百万円増加し、4,792百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

当第3四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(6) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、以下の設備を売却いたしました。なお、主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	船名	設備の内容	帳簿価額(千円)	売却年月
T.S. Central Shipping Co., Ltd.	リベリア	外航海運業	NIKKEI VERDE	51,658トン型 撒積運搬船	1,056,776	2020年11月

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、当社は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構との間で借入金の返済条件変更の同意を得ております。

目的

運転資金の確保

借入先の名称

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

条件変更の内容

2020年10月以降に到来する約定返済分の元金の返済を猶予することについて同意を得ております。猶予期間等については、現在、交渉中であります。

損益に及ぼす影響

当該条件変更が損益に及ぼす影響は軽微であると想定されます。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,040,000
計	7,040,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,932,000	1,932,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
計	1,932,000	1,932,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年12月31日		1,932,000		702,000		114

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,926,600	19,266	
単元未満株式	普通株式 3,900		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,932,000		
総株主の議決権		19,266	

- (注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、当社保有の自己株式であります。
2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式61株が含まれております。
3 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 玉井商船株式会社	東京都港区芝浦3-2-16	1,500		1,500	0.07
計		1,500		1,500	0.07

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に準拠して作成し、「海運企業財務諸表準則」(昭和29年運輸省告示第431号)に準じて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2020年10月1日から2020年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)
海運業収益	3,399,186	3,420,988
海運業費用	3,420,208	3,209,021
海運業利益又は海運業損失()	21,021	211,967
その他事業収益	102,888	71,697
その他事業費用	32,919	32,306
その他事業利益	69,968	39,390
営業総利益	48,947	251,358
一般管理費	382,705	327,213
営業損失()	333,758	75,855
営業外収益		
受取利息	532	384
受取配当金	19,360	15,594
燃料油売却益	5,723	54,521
その他営業外収益	1,492	4,216
営業外収益合計	27,108	74,717
営業外費用		
支払利息	62,510	56,399
支払手数料	7,334	6,500
為替差損	6,362	20,228
燃料油売却損	6,422	43,136
その他営業外費用	42	63
営業外費用合計	82,672	126,328
経常損失()	389,321	127,466
特別利益		
固定資産売却益	96,167	289,722
ゴルフ会員権売却益		3,045
特別利益合計	96,167	292,767
特別損失		
固定資産売却損		2,245
ゴルフ会員権売却損		1,600
特別損失合計		3,845
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	293,154	161,455
法人税、住民税及び事業税	65,517	719
法人税等調整額	81,442	12,713
法人税等合計	15,924	13,432
四半期純利益又は四半期純損失()	277,230	148,022
非支配株主に帰属する四半期純利益	3,700	680
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	280,930	147,341

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()	277,230	148,022
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	33,756	65,677
その他の包括利益合計	33,756	65,677
四半期包括利益	243,473	213,700
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	250,158	210,023
非支配株主に係る四半期包括利益	6,684	3,677

(2)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	251,862	521,093
海運業未収金	169,007	160,956
貯蔵品	344,019	202,566
その他流動資産	376,813	179,854
流動資産合計	1,141,702	1,064,472
固定資産		
有形固定資産		
船舶（純額）	8,874,028	7,283,683
建物（純額）	227,743	207,374
器具及び備品（純額）	10,124	7,411
土地	167,828	167,469
建設仮勘定	37,101	92,240
その他有形固定資産（純額）	10,620	10,197
有形固定資産合計	9,327,446	7,768,377
無形固定資産	2,076	1,784
投資その他の資産		
投資有価証券	524,132	619,712
退職給付に係る資産	48,160	61,543
繰延税金資産	585,708	583,021
その他長期資産	101,640	92,131
投資その他の資産合計	1,259,640	1,356,409
固定資産合計	10,589,164	9,126,571
資産合計	11,730,867	10,191,043

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
海運業未払金	331,560	108,038
短期借入金	164,000	747,500
1年内返済予定の長期借入金	1,503,785	871,148
未払法人税等	55,878	253
前受金	574,359	96,787
賞与引当金	28,105	6,960
その他流動負債	93,465	146,559
流動負債合計	2,751,153	1,977,247
固定負債		
長期借入金	3,256,364	2,329,183
繰延税金負債	714,661	754,591
特別修繕引当金	212,004	121,798
退職給付に係る負債	54,409	55,180
長期未払金	38,700	38,700
資産除去債務	13,587	13,757
その他固定負債	110,504	108,511
固定負債合計	4,400,230	3,421,722
負債合計	7,151,384	5,398,970
純資産の部		
株主資本		
資本金	702,000	702,000
資本剰余金	322,052	322,052
利益剰余金	3,299,947	3,447,289
自己株式	1,902	1,902
株主資本合計	4,322,097	4,469,439
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	117,365	180,047
その他の包括利益累計額合計	117,365	180,047
非支配株主持分	140,019	142,586
純資産合計	4,579,483	4,792,073
負債純資産合計	11,730,867	10,191,043

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、前連結会計年度末において、一部の借入金について財務制限条項に抵触するとともに手元流動性が低下した状態が続いていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると判断しました。

当社グループは、この状況を解消し又は改善すべく、金融機関から期限の利益喪失の権利行使をしないことについて同意を得ました。また、金融機関から、一部の借入金の元本返済の猶予及び新たな運転資金の借入を行い、不動産1物件、外航船舶1隻を売却して有利子負債の返済に充当しました。

しかしながら、長引く海運市況の低迷と来るべき借入金の元本返済の再開を踏まえると、猶予後の資金繰りに関する懸念を払拭するには至っておらず、依然として、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると判断しています。

当社グループは、この状況を解消し又は改善すべく、全社的に収益性の向上に努めたうえで、金融機関の更なる協力を得るべく交渉しております。

しかし、上述の対応によっても今後の事業の状況や金融機関との協議の状況によっては今後の手元流動性に重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映していません。

(追加情報)

当第3四半期連結累計期間
(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

当社グループの重要な貨物の一つである穀物については、前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて記載した仮定について重要な変更はありません。

ただし、当社グループの往航貨物の一つであるスラグの現在の貨物量については、新型コロナウイルス感染症の影響により、輸入国の経済活動が大幅に縮小し、国内においては工業生産の停滞等に伴い粗鋼生産量が落ち込んでおり需要・供給共に大きく減少しております。

しかし、足元では輸入国及び国内の経済が回復傾向にあることを踏まえ、第4四半期以降も徐々にスラグの貨物量が回復してくると仮定し配船計画を作成し、その配船計画を基に業績予想を作成しております。

当該業績予想に基づき、一部については補正を行った上で、継続企業の前提・固定資産の減損・繰延税金資産の回収可能性等の検討を行っております。

ただし、将来の不確実性により、実際の結果と異なる可能性があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	707,470千円	671,277千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月17日 取締役会	普通株式	利益剰余金	77,218	40.00	2019年3月31日	2019年6月26日

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失()の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	外航海運業	内航海運業	不動産賃貸業	合計		
営業収益						
外部顧客への営業収益	2,804,002	595,184	102,888	3,502,074		3,502,074
セグメント間の内部営業 収益又は振替高						
計	2,804,002	595,184	102,888	3,502,074		3,502,074
セグメント利益又は損失()	8,469	18,883	40,917	13,564	347,322	333,758

(注)1 セグメント利益又は損失()の調整額 347,322千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用で、提出会社の一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失()の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	外航海運業	内航海運業	不動産賃貸業	合計		
営業収益						
外部顧客への営業収益	2,824,902	596,085	71,697	3,492,685		3,492,685
セグメント間の内部営業 収益又は振替高						
計	2,824,902	596,085	71,697	3,492,685		3,492,685
セグメント利益又は損失()	225,298	17,124	15,402	223,576	299,431	75,855

(注)1 セグメント利益又は損失()の調整額 299,431千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用で、提出会社の一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失 () 及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 3 四半期連結累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 12 月 31 日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 12 月 31 日)
1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失 ()	145円53銭	76円33銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に 帰属する四半期純損失 () (千円)	280,930	147,341
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 又は普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 損失 () (千円)	280,930	147,341
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,930,445	1,930,439

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月10日

玉井商船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成 田 智 弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 沼 淳 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている玉井商船株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結貸借対照表及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、玉井商船株式会社及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループでは、前連結会計年度末において、一部の借入金について財務制限条項に抵触した。また、手元流動性が低下した状態が続いていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していた。会社グループは、この状況を解消し又は改善すべく、金融機関から期限の利益喪失の権利行使をしないことについて同意を得るとともに、一部の借入金の元本返済の猶予及び新たな運転資金の借入を行い、不動産1物件、外航船舶1隻を売却して有利子負債の返済に充当した。しかし、海運市況の低迷と借入金の元本返済の再開を踏まえると、猶予後の資金繰りに関する懸念を払拭するには至っていないことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。